

まちづくりに参加しませんか

合志市総合政策審議会委員募集

問い合わせ先 企画課 政策企画班 (合志庁舎)
☎(248) 1813 FAX(248) 1196
Eメール kikaku@city.koshij.g.jp

まちづくりを進めるうえで重要な事項を市長の諮問に応じて審議する機関として「合志市総合政策審議会」を設置しています。委員には、区長連絡協議会などの各種団体から推薦された委員のほかに、市民の皆さんからの公募による委員も選任しています。

●委員の仕事 「市長の諮問に応じて」総合計画や行政改革大綱の策定、進捗管理についての審議。まちづくりの重要事項(行政評価など)についての審議など。

●応募資格

次の全ての要件を満たす人

- ① 次のいずれかに該当する人で20歳以上の人
 - ・本市に居住する人
 - ・本市に通勤、または通学する人
 - ・本市で事業を営み、または活動する人
- ② 合志市のまちづくりに対し、関心と意欲のある人
- ③ 年5～10回程度の会議に出席できる人

※報酬・費用弁償の支給がありません。

'みんなですすめるまちづくり' 自治基本条例



市では、自治基本条例に基づき「参画と協働によるまちづくり」を進めています

●募集人数

4人

(作文などを参考に選考します)

●任期

平成26年6月1日から2年間

●募集期限

4月11日(金)

●応募方法

住所、氏名、年齢、電話番号を明記のうえ、応募の理由と「合志市のまちづくりについて思うこと」の作文(1,000字以内)を企画課まで提出してください。応募は、持参、郵送、FAX、Eメールでお願いします。なお、様式は問いませんが、標準応募用紙を企画課に備えています。市ホームページからもダウンロードできます。

ひとり親家庭のための就労支援

申し込み・問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎)
☎(242) 1159

母子家庭等高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、専門的な資格取得のため修業が必要な場合、生活費の負担を軽減する給付金です。

●対象 次の全ての要件を満たす人
・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人。

・養成機関で2年以上のカリキュラムを受講し、対象資格の取得が見込まれる人。

・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人。

●対象資格

看護師、保育士など33資格

●支給額

訓練促進給付金

① 市民税非課税世帯

月額100,000円

② ①以外の人 月額 70,500円

※修業期間(上限2年)、月を単位として支給(申請日の属する月から支給)

入学支援修了一時金

① 市民税非課税世帯 50,000円

② ①以外の人 25,000円

※修了日を経過した日以後に支給。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、就業に結びつく可能性が高い講座を受講する際に支給する給付金です。

●対象 次の全ての要件を満たす人
・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人。

・指定対象講座の受講開始日に、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない人。

・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人。

●指定対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

●支給額

支払った入学金、受講料の合計額の20%に相当する額を支給。ただし、上限10万円および4千円を超えない場合は支給しません。
※受講開始前に申請し講座の指定を受けなければ、支給を受けることはできません。



人権教育シリーズ⑳

市では人権教育の推進のため、さまざまな活動や啓発に取り組んでいます。ここでは、取り組みの内容や情報を定期的にお知らせしていきます。

未来に輝く

心豊かな人材を育むために

子どもたちが将来に夢と希望を持ち、居場所と出番のある学校づくりを進めるためには、豊かな人権感覚を身につけることが大切です。

子どもたちは、家庭・学校・地域でさまざまな人間関係を築き、切磋琢磨しながら成長しています。人とのつながりの中で、しっかりとコミュニケーションをとることができる力をつけることも重要です。

市教育委員会では、人を思いやる優しく温かいことばを遣い、情感豊かな人間性を育てるために「ことば教育」の推進に取り組んでいます。自分の思いをきちんと伝えることができず、不要な誤解を受けたり、相手の思いを受け止めることができずにトラブルに発展したりする事例は日常的にあります。「いじめ」や「不登校」につながるためにも適切な言語環境を整備して、温かな雰囲気のある中で生活できることも大事です。このように快適



道徳教育用郷土資料「熊本の心」

(学校教育課)

で魅力ある環境のことをアメリテイ教育環境と言います。この基本理念は「褒める」活動の徹底です。県の教育行動指標の「認め・ほめ・励まし・伸ばす」教育も各学校で取り組んでいます。市教育委員会としては、ことは教育や気持ちよい返事・あいさつなど実践によるアメリテイ教育環境づくりに取り組んでいます。また、徳育面の育成も人権意識の定着に重要です。「熊本の心」は、郷土の先人から人間としての生き方や伝統文化の継承などを記した道徳教育用郷土資料です。道徳の年間計画に位置づけて学習し、郷土愛を育んでいます。家庭で読むこともできますので、ぜひ活用してみたいかがでしょうか。

こころには

ごちうち

消費生活センターです



架空請求のハガキ

相談事例

妻宛てに、紛争問題確認書というはがきが届いた。以前妻が契約していた訪問販売会社が、不足料金または契約違反があったとして裁判所に訴状申し入れをしたという内容で、「このままご連絡なき場合、裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定裁判所へ出廷となります。なお、裁判も欠席されると相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押などをされてしまう恐れがありますので十分ご注意ください。最近、個人情報悪用する業者の口も見受けられますので万一身に覚えがない場合は早急に連絡をください」と書かれていて連絡先が載っている。どうしたらよいか。

対策

まずは消費生活センターへご相談ください。はがき記載の連絡先には連絡しなくてください。連絡した場合、相手に発信番号が通知され、住所・氏名のほかに電話番号も知られることになり、被害が拡大する恐れがあります。

問い合わせ先

消費生活センター
(合志庁舎2階 総務課)
☎(248) 5442

相談受付時間

平日 午前10時～午後4時

解説

名簿業者の名簿に相談者の住所や氏名が載っていて、名簿を買った者が発送したと思われる。訴訟や差押など